

【令和7年第4回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和7年11月28日 総務委員長 春 孝明

○「議案第180号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 教職員における学級担任の手当引上げの対象範囲について

特別支援学校の担任は対象に含まれていない。

* 特別支援学校の担任が対象外となった理由について

国の制度設計においては、特別支援学校の担任は調整額による給与への上乗せがあることから対象外とされている。また、本市においては調整額ではなく、特殊勤務手当の支給が別途行われることから、対象外としている。

* 教職調整額における国庫負担の拡充に係る国への要望状況について

他の事業の国庫負担の拡充と併せて、適宜国に対して要望活動を行っている。

* 配偶者に係る扶養手当の廃止に伴う経過措置期間が国家公務員における経過措置期間と異なる理由について

扶養手当の受給者への影響を考慮し、国家公務員における経過措置期間より1年長く設定し、3年とした。

* 扶養手当の廃止に係る経過措置期間の延長に伴う本市の費用負担について

配偶者に係る扶養手当の額は年々減少していくことに伴い、制度が完成する令和10年度には約1,400万円減額となる。一方で、子どもに係る扶養手当の額は年々増加することから、約2,500万円の増額となるため、総じて約1,100万円費用負担が生じる見込みである。

《意見》

* 学級担任への加算について、他都市においては、特別支援学校や学級担任にかかわらず、全教員の給与を一律に引き上げる取組が行われていることを鑑み、引き続き他都市の動向を注視した上で、一律の引上げも検討してほしい。

* 給与引上げに伴う国庫負担割合が十分でないことが課題と認識しているが、職員の給与水準を引き上げることには賛同するため、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第219号 令和7年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決